改正後の山梨県障害者幸住条例の全体像 〔案〕

資料①－1

□現行条例□

前文　（なし）

第一章 総　則	○目　　的　障害者の社会参加の促進と、それにより障害者幸住社会を実現する。 ○基本理念　障害者が個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。 ○自助努力　障害者は自ら自立を図り、社会経済活動に参加するよう努める。 ○県等責務　県及び市町村は障害者施策を策定し、及び実施する。 ○県民等責務　県民及び事業者は、県等の施策に協力するとともに、障害者の社会経済活動の参加について支援等に努める。
第二章 障害者の福祉の推進	○実施主体　県 ○規定施策　「医療」「教育」「就業機会の確保等」「相談」「施設の整備」「在宅障害者への支援」「障害者の自主的な活動促進」「福祉従事者の確保」「ボランティア活動」「公共交通機関の利用」「文化活動等」「啓発及び情報の提供」 ○規定内容　努力規定
第三章 福祉のまちづくり	○実施主体　県は、市町村等と連携を図り、福祉のまちづくりの推進に努める。 不特定かつ多数の者の利用に供する施設を設置等する者は、障害者が安全に利用できるよう配慮する。 ○特定施設　特定施設とは、官公庁施設や社会福祉施設、宿泊施設、店舗等不特定かつ多数の利用に供する施設のこと。 ○整備基準　知事は、特定施設の種類及び規模ごとに整備基準を定める。 ○整備基準適合　特定施設の新築等をしようとする者は整備基準に適合させるよう努める。 ○事務手続　特定施設を新築等しようとする者は、あらかじめ知事に建築等の内容を届け出る。また、工事が完了した場合はその旨を知事に届け出る。 ○指導･勧告等　知事は、事前の届出があり、整備基準に適合していない場合は、指導等できる。また、事前の届出をしないで特定施設を建築等しようとする者に届出することを勧告し、理由なく勧告に従わない場合は、公表できる。
第四章 雑　則	○条例の施行に関し、必要な事項は、規定で定める。

附則　この条例は公布日から施行する。ただし、第三章は1年を超えない範囲内で施行する。

■改正後の条例〔案〕■

前　文	検討	■検討事項 ･条例の精神や決意を県民に示すためにも記載することを検討する。
第一章 総　則	見直し	■検討事項 ･条例の名称、障害者を「障害のある人」という記述について検討する。 ・ 整備された国の法令や障害者権利条約の柱である「障害者への差別禁止」及び「共生社会の実現」について、現行条例の目的や基本理念等に反映する。 ・ 障害者基本法など国の法令等を参考に、障害者の定義などを見直す。 ・ 障害者の地域社会への包括を進めるため、障害者や県民、企業などの地域社会における役割を整理する。
第二章 障害者の福祉の推進	見直し	■決定事項 ・ 障害者のニーズを把握し、今後必要となる施策に絞って規定する。 ■検討事項 ・ 特に、「教育」「就業機会の確保等」については、内容の充実を図る。 ・ 新たな事項として、「防災･災害」や「療育」に係る規定について、検討する。 ・ 現行条例第3章「福祉のまちづくり」について、第二章に組み込むべきか、別章とすべきか検討する。
第三章 障害を理由とする差別の禁止	新 検討	■決定事項 ・「福祉サービス」「医療」「商品･サービス提供」「労働及び雇用」「教育」「建物･公共交通機関」「不動産取引」「情報提供」「意思表示の受領」の9分野において具体的な差別禁止事項を規定する。 ■検討事項 ・「福祉サービス」「労働及び雇用」における禁止内容について検討する。
第四章 障害者差別に関する相談等	新	■検討事項 ･障害者差別解消法では地方公共団体に対し、「相談に的確に応ずること」「紛争の防止又は解決を図るよう必要な体制を整備すること」を定めており、本県でも他道府県の条例で定めている紛争解決ができる組織は必要である。
第五章 雑　則	そのまま	○条例の施行に関し、必要な事項は、規定で定める。
第六章 罰　則	新	■決定事項 ･障害者に対して差別を行った者への罰則（刑事罰等）は、規定しない。

（附則　公布日のほか、条例の見直し（3年経過後など）について規定する。）　見直し